

「新型コロナウイルス感染症 相談窓口FAX番号の変更および24時間対応について」

長野県では、聴覚に障がいのある方をはじめ、電話での相談が難しい方に向け、新型コロナウイルス感染症に関するFAX相談窓口を開設し、平日午前8時30分から午後5時15分までに限り対応していましたが、このたび、休日も含め24時間対応が可能になりました。

また、これに伴い、相談受付FAX番号が変更になりましたのでお知らせいたします。

新たなFAX番号はこちらです。

**FAX番号 026-403-0320**

メールでの相談を希望される方は、引き続き厚生労働省の相談窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口はこちらです。

(9:00~21:00)

メールアドレス corona-2020@mhlw.go.jp

長野県ホームページに、相談の際に利用できる専用の様式を掲載していますので、必要に応じてご活用ください。